

## 第二部 人々が芸能にふれられる場を創出するために

### - 「劇場」や「アーツセンター」として、文化施設が全国で活用されるようにしよう

#### 2.3. 「劇場」の地域における役割：類型化の試み (同 P. 12 - 14)

第三次の検討では、舞台芸術活動の地理的・空間的広がり、上記の～のように地域でより創造的なサービスの提供を考えていくために、「劇場」にいる専門家または専門集団の果たし得る役割を考察することと、「劇場」の舞台芸術界における位置づけ、地域における位置づけ等に基づいて、舞台芸術にかかわる地域の文化拠点の類型化を試みた。これは、劇場施設の特長によるのではなく、地域における文化拠点のあり方の選択の方向性を考えるために、舞台芸術に関わる専門家の視点から行った提起である。

### 舞台芸術にかかわる地域の文化拠点の類型化

#### A 創造型劇場

創造型の劇場は、地域にどのような舞台芸術の作品を提供すべきかを考え、作品を創造するとともに観客となる人々に働きかけ、創造活動と享受者拡大を並行させながら継続していく。魅力ある作品や企画を提供することで、より幅広い人々に優れた舞台芸術の豊かさを味わう機会を提供する。

これを組織の面から考えると、どのような作品・企画を提供すべきかという芸術性に責任をもつ芸術監督（もしくはそれに類する責任者）と、それを経済的に成立させられるよう創造・提供の経営に責任をもつプロデューサーと、それらを舞台技術面から成立せしめる舞台技術のディレクターの三者が相互の役割を果たしつつ連携し、組織として自律している。

個々の作品の創作を担う芸術家等は、必ずしも全員を常時雇用していることはできないにしても、先にのべた3つの部門の責任者は専門性をもった者が雇用されており、作品創造のための資金を確保できるだけの経営力が不可欠である。作品創造にあたっては、主としてプロフェッショナルなクリエイター、実演家、技術スタッフが登用されるが、新人の抜擢やインターンの受け入れなどもあり、創造と並行してプロを育てる機能を併せ持つ。また、後に詳述するが、芸術家や芸術団体がレジデンシーとして地域に「住み」、常駐して創造活動やサービス提供をしているようなことが奨励される。

自ら作品創造を行えるだけの体制を整えているが、年中自主製作作品だけを上演するとは限らず、地域内外の芸術団体や他地域の劇場などとの提携、共同製作等を行うことも行う。重要なのは、それらのプログラム全体を、芸術監督やプロデューサーなどが芸術性と地域にもたらし得る公共的な価値、実現可能性などを考慮し、責任をもって判断して決めていることである。

また、作品を創造するだけでなく、享受者拡大のための働きかけを行う。およそ観客の存在あつての舞台芸術であるから、もちろん商業劇場も集客力のある作品づくりに腐心し、広報・宣伝に力をいれる。しかし、商業的な成功をめざさない非営利の劇場の場合は、観客数だけの獲得を目指すのではなく、特別な働きかけがなければ劇場などに足を運ぶことが少ないであろう人々にも舞台芸術の体験機会を提供し、享受者の層を広げ、定着させていくことも重視するので、その方法論は既存の商業劇場等とは自ずから異なる側面を持つ。

#### B 提供型劇場

Aの創造型劇場に近いが、自主製作を常時行うだけの体制をもつことができず、主に他地域の劇場や、他の芸術団体で製作された作品を招聘したり、提携、共催するなどしてプログラムを組んでいる。従来の公立文化施設のいわゆる「自主事業」との違いは、プログラム提供に明確な方針を持っており、それを決める専門の芸術監督またはプロデューサー（それらに相当する立場の人間）が、責任をもって決めていることである。

Aとの違いは、製作を自ら行わないため、作品をゼロから立上げ、長い準備期間の間にかかる創造のプロセスすべてを負わなくてもよいので、予算面でも芸術面でもリスクはAよりは低くなる。しかし、地域の観客に働きかけ、上演を成立させていくためには、公演につきもののリスクはあるし、享受者拡大のための努力が必要なのはAと同様である。

ところで、AにもBにもいえることであるが、地域の劇場では、舞台鑑賞の慣習のある観客の絶対数がまだ少ないため、現時点では年中集客力のある企画を並べることは難しく、また地域のアマチュアグループや興行プロモーターなどから上演施設を借りて活動したいという要望が高い。したがって、貸し館事業と自らプログラムを決める事業とを、どのように組み合わせ、どのように特色づけていくか、貸し館のやり方も、その「劇場」の方針として明確にされなければならない。

ひとつのやり方は、内容に全く関与しない貸し館事業をやめ、貸し館に一定の基準、考え方を提示し、必ず提携もしくは共催、協力というように、創造のプロセスには介入しないが、運営には何らかの関わりをもつという方向である。ただし、このような方針をとることができるのは、地域内に、当該劇場が貸し館の申し入れを断った場合に、代替で借りられる施設の選択肢があることが前提と考えられるだろう。別のやり方としては、期間を定めて、当該劇場が自ら企画し責任をもつ公演と、貸し館で行う期間を分ける方法である。しかし、地域の一般の観客にとっては、主催者が誰かということよりもどこでやっているのかということが大事な情報であるので、必ずしも、主催公演と貸し館の区別をつけて受け止めてもらえないというのが通常である。利用申し込みをすべて無差別に受け入れるような貸し館事業では、劇場の独自のカラーを打ち出すことは難しいだろうが、享受者にとってどのようなプログラムを提供すべきかという観点から、一定の方向性を打ち出していくことは可能であろう。

なお、民間劇場の多くは貸し館事業中心で経営されているが、貸し館事業のやり方を工夫することで、何らかの劇場のカラーが形成されている場合が多い。その方針を明確にしているところは、この提供型劇場の範疇に含まれると考えられる。

#### C コミュニティ・アーツ・センター

もっぱら地域の人々に芸術文化活動とその発表の場を提供することを主たる活動とし、通常は自ら公演を製作したり提供したりするための創造および鑑賞機会提供の予算を確保していない。しかし、従来の集会施設と違うのは、ただ空間、場所を貸すというだけでなく、専門性を有する芸術コーディネーター等が配置されており、一定の芸術上の方針に基づき、より幅広い地域の人々が参加したいと思えるような機会の創出や、専門的見地から、プロの指導者やパフォーマー等の招聘を随時行うという点にある。

このようなコミュニティ・アーツ・センターは、地域の人々が自ら体験し、参加したいという意欲を重視しており、生涯学習のセンターと位置づけ得る。地域の人々のニーズを的確に吸い上げ、それに応え、地域振興の政策と深く関連していくものであるから、コーディネーターには、芸術上の専門性やネットワークなどに加え、地域の人々のニーズに対するきめ細かい情報把握が不可欠である。

通常は鑑賞機会の提供という活動に力を入れていないといっても、協力し連携できる団体があれば、日頃、Cを利用している人々のネットワークの延長上に、鑑賞機会の提供事業を連動させることもできる。そのような機会が充実しており、専門性が活かされているならば、これも地域の「劇場」のありようのひとつである。

#### D 集会施設

地域のグループが会議等に利用したり、アマチュアの文化芸術活動の発表の場にも利用することもできる。わが国の芸能が、広範なお稽古ごと文化に支えられていることを考えると、人々の活動の場所、発表の場所として集会施設に対するニーズは、広範囲に根強く存在する。しかし、専門性をもった芸術コーディネーターや、鑑賞機会をプログラムする専門家は特に配置されていない。A、B、Cが、借りて利用する人々だけでなく、地域内外へ文化的サービスを提供しその影響力が及ぶことを考慮に入れて事業を行うのに比して、Dはもっぱら借りて利用する人々がサービスの対象と捉えられている。

## 5. <参考> 芸団協のこれまでの「劇場研究」の経緯とその要約（同P.24）

### 5.2. 文化芸術振興基本法成立後—劇場事業法（仮称）の提起

2001年11月、主として文化芸術振興の理念と文化芸術振興の制度的基盤や基本的振興施策を定めた「文化芸術振興基本法」が制定されて後は、劇場をめぐる法制の整備は、文化芸術振興策のなかの個別課題という位置付けとなった。しかし、同法7条に基づき、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定が進むなかで、新たに劇場プロジェクト（第一次）を設置して、現状の公立文化施設の問題点との関連で、劇場のあり方を検討し、「劇場事業法（仮称）の提案」を行っている（2002年9月公表）。

この時の議論の要点は、「劇場」とは、第一に創造の場であり、作品が生まれ、観客によって育まれ、発信される拠点であり、人が集まる場所であるという原点に立ち返り、「劇場」の定義を見直すべきであるという点にあった。そして、上演施設を「劇場」とするのではなく、そのような拠点を成立させる自立した組織、事業体こそ、「劇場」であると考え、「ハコ」と「ソフト」という単純な二分法を否定することであった。既存の公立文化施設設置の歴史的経緯や課題などを検討し、そのうえで劇場事業体を、以下のように整理した。

- ・ 舞台芸術の上演等のための自律した経営体
- ・ 創造の場であるための要件が整っている
- ・ 専門スタッフを雇用するか、専門の芸術集団等との協力関係を有し、教育普及や人材育成などの活動が奨励される。

このような劇場事業体の活動を支援していくのは、国民が舞台芸術を享受する機会を拡充するために必要なことであり、その法的基盤の整備として財政・税制上の措置を求める提言を行った。（抜粋）